

# 平成30年度から 国民健康保険税の仮算定がなくなります

住民課 内線 242

現在、国民健康保険税の普通徴収（納付書・口座振替）世帯における算定方法は、4月から6月までを仮算定期間とし、その期間は前々年中の所得をもとに暫定的に金額を決定しています。

平成30年度からは、税額決定のしくみをわかりやすくするとともに、納付月によって税額に大幅な増減が発生することを防ぐために仮算定を廃止し、前年中の所得をもとに税額を決定する本算定のみの方に変更します。併せて、普通徴収の期別税額の差を少なくするため、各期の端数処理の基準額を1,000円未満から100円未満へ変更します。

年金からの天引き（特別徴収）世帯は、変更ありません。

## 変更ポイント

- 1 保険税額がわかりやすくなります**  
前年中の所得が確定している7月に計算し、保険税額を決定します。  
仮算定額との差し引きを行わないため、保険税額の計算内容がわかりやすくなります。
- 2 年間の保険税額は変わりません**  
仮算定がなくなり1回あたりの納付額は増えてますが、1年間の保険税額には影響ありません。
- 3 各期の端数処理の基準額を1,000円未満から100円未満へ変更します**
- 4 通知が年1回になります**  
保険税額の通知は4月（仮算定）と7月（本算定）の年2回でしたが、7月の1回のみとなります。
- 5 納付回数が年間10回から9回になります**
- 6 納めすぎ（還付）が減ります**  
前々年中に比べ前年中の所得が大幅に減額になった場合や仮算定期間中に脱退した場合などに発生していた納めすぎ（還付）が減ります。

## 変更イメージ

### 平成29年度まで

期別	第1期	—	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	—
納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定	仮算定			本算定								



### 平成30年度から

期別	—			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定	仮算定廃止 (納付はありません)			本算定								